

令和 8 年度

「大浜海水浴場 木製フォトスポット・ベンチ等製作業務委託」

募集要項

委託期間 契約締結日 ～ 令和 9 年 3 月 15 日

令和 8 年 8 月

兵庫県洲本市

令和 8 年 8 月 2 4 日

洲本市長 吉平 敏孝

令和 8 年度「大浜海水浴場 木製フォトスポット・ベンチ等製作業務委託」に関する受託候補者の選定に当たり、公募型プロポーザル方式による事業者選定を行いますので、次のとおり公募します。

1 目的

本業務は、令和元年（2019 年）3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が創設され、森林整備に資する事業の財源として市町村に譲与されている森林環境譲与税を活用し、大浜海水浴場における来訪者の滞在快適性の向上、SNS を通じた地域魅力の発信及び賑わい創出を図るとともに、兵庫県産木材の利用促進と森林の有する公益的機能への理解増進を図ることを目的とする。

本業務では、海辺の景観と調和した木製フォトスポット及び木製ベンチを主軸として整備するとともに、これらと一体となる木製遊具的要素（ブランコ型ベンチ等）を併せて設置することで、子どもから高齢者、観光客まで幅広い世代が憩い、集い、撮影を楽しめる空間を創出するものとする。

2 受託候補者選定等のスケジュール

受託候補者の選定及び契約の締結については、下記のとおり実施する。

内容	期日	備考
参加申込書 (第 1 号様式)	令和 8 年 8 月 2 4 日 (月) 午前 9 時～ 9 月 2 4 日 (木) 午後 3 時まで	
質問書 (自由様式)	令和 8 年 9 月 7 日 (月) 午後 3 時まで	
上記の質問書回答	令和 8 年 9 月 1 8 日 (金)	
企画提案書 ・表紙のみ (第 2 号様式) ・提案内容資料	令和 8 年 1 0 月 2 日 (金) 午後 3 時まで	提案内容資料 (様式自由。ただし A 4 印刷とすること。)
見積書 (第 3 号様式)		業務実行に関わる詳細な内訳書を添付
従事者調書 (第 4 号様式)		未確定の場合は予定と記入可
事業者の概要 (自由様式)		企業理念・事業体制および営業内容が分かる資料、ただし A 4 印刷とする。
プレゼンテーション審査	令和 8 年 1 0 月 1 4 日 (水)	詳細は別途通知
受託候補者の選定結果通知	令和 8 年 1 0 月中旬	
受託候補者との協議	令和 8 年 1 0 月下旬	
契約の締結	令和 8 年 1 0 月末	

3 業務の内容

(1) 業務概要

大浜海水浴場（兵庫県洲本市海岸通Ⅰ丁目地内）において、木製フォトスポット及び木製ベンチを主軸とした施設整備を行うものとする。詳細は別添「仕様書」によるものとする。

(2) 主な整備内容

ア 木製フォトスポット Ⅰ～2基（うちⅠ基は象徴的な大型のもの）

イ 木製ブランコ型施設 Ⅰ～2基

ウ 木製ベンチ・スツール類 合計5基以上

エ 銘板（森林環境譲与税活用事業の表示） Ⅰ基

※上記アの提案は必須とするが、その他の施設はあくまで参考であり、内容・規模・組合せの最終決定は提案によるものとする。

(3) 使用木材

兵庫県産木材を使用すること。樹種・産地・数量を明確にし、産地証明書を提出すること。

(4) 塩害・劣化対策

海岸部に設置することから、木材の防腐・防蟻処理、SUS316（海浜地仕様）等の高耐食性ステンレス金物の使用、耐塩性塗装、部材交換性の確保等、仕様書に定める対策を必ず講じること。

(5) 台風・高潮・津波等の災害対応

仕様書に従い、構造上の対応、一時撤去の可否、避難・利用制限計画等を提案すること。

(6) 保険加入

建設工事保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険（PL保険）等、仕様書に定める保険に加入すること。保険料は委託費に含むものとする。

(7) 森林環境譲与税活用に関する銘板の設置

本事業が森林環境譲与税を活用した事業であることを示す銘板を設置するとともに、市が実施する広報活動・木育・環境学習等への協力を行うこと。

(8) 維持管理

ア 引渡し後Ⅰ年・3年の定期点検を無償で実施すること。点検費用は見積金額に含むものとする。

イ 設置・解体方法を市担当課職員に指導し、維持管理マニュアル及び災害時対応マニュアルを作成・提出すること。

(9) 所有権

製作・設置された施設の所有権は、引渡し時をもって洲本市に帰属するものとする。

(I0) 業務期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日までとする。

※令和 9 年 4 月の供用開始を目指し、設置工程については別途市と協議のうえ決定する。

(II) 契約上限額

9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

ア 委託料の支払い

原則として業務の履行確認後、受託者の適正な請求に基づき支払うものとする。

4 参加資格

(I) 参加者が備えるべき参加資格

ア 参加者の構成

単独または共同事業体（JV）の企業とする。

イ 参加資格要件

参加者は、公告から契約締結までの期間中において、以下に掲げる要件をすべて備えていること。

本市の入札参加資格等

(ア)既に納期が到来している法人税および法人市民税等に、未納又は滞納がない者であること。

(イ)洲本市による指名停止を受けていない者であること。

(ウ)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(エ)会社更生法又は民事再生法に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申し立てがなされていない者であること。

(オ)不渡手形又は不渡小切手を発行し銀行当座取引停止を受ける等、経営状況が著しく不健全でない者であること。

(カ)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定められた暴力団又は密接な関係等でない者であること。

(キ)政治的・宗教的な企業・団体等でない者であること。

(ク)共同事業体にて参加する場合は、共同事業体に関する協定書を締結していること。

(ケ)共同事業体にて参加する場合は、名称を定め事業を統括する代表事業者を選任していること。

(コ)共同事業体の構成事業者は、重複して 1 者または他の共同事業体として参加することができないものとする。

(サ)共同事業体を構成する各事業者は上記(ア)～(キ)に掲げる要件をすべて備えていること。

ウ その他

本要項に定めるもののほか、プロポーザルにあたって参加者に周知させる必要事項が生じた場合は、適宜、通知するものとする。

5 プロポーザル参加に関する手続

ア 実施要項等の交付期間

(ア)交付期間：令和 8 年 8 月 24 日（月）午前 9 時～令和 8 年 9 月 24 日（木）午後 3 時までとする。

(イ) 交付方法：本市のホームページにて公開する。

イ プロポーザル参加申込書（第１号様式）の提出

プロポーザル参加申込書を以下により受け付ける。

(ア) 提出期間

令和８年８月２４日（月）午前９時～令和８年９月２４日（木）午後３時までとする。

(イ) 提出場所

本市事務局

(ウ) 提出方法

持参にて提出すること。

(エ) 提出書類

- ・ 提出書類は、様式集に示すとおりとし、第１号様式を提出すること。
- ・ 支店または営業所等が申込みを行う場合は、代表者からの委任状(第７号様式)を提出すること。
- ・ 既に納期が到来している法人税および法人市民税等の納税証明書を提出すること。
- ・ 法人における登記事項証明書を提出すること。
- ・ 共同事業体においては共同事業体に関する協定書、すべての構成事業者の既に納期が到来している法人税および法人市民税等の納税証明書と、法人における登記事項証明書を提出すること。
- ・ 共同事業体においては、代表企業への委任状(第８号様式)を提出すること。

(オ) 参加資格の確認の留意点

- ・ 本市は、提出されたプロポーザル参加申込書により、参加を表明した者に対し参加資格の可否をメール及び書面にて連絡する。
- ・ 参加資格要件を満たしていることが確認された者であっても、委託契約締結までの間に、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、その時点で失格とする。

ウ 質問書の受付

質問を以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期間

令和８年９月７日（月）午後３時までとする。

(イ) 質問方法

仕様書等に質問がある者は、質問書（自由様式）に質問の内容を記入して電子メールで送信し、電話にて到着確認をすること。なお、その他の方法による質疑は受け付けない。

(ウ) 提出先

本市事務局：shoukou@city.sumoto.lg.jp

エ 質問に対する回答

(ア) 回答日

令和８年９月１８日（金）

(イ) 回答方法

質問に対する回答は、全参加者にメールにて通知を行う。

オ 企画提案書（第2号様式）、見積書（第3号様式）、配置従事者調書（第4号様式）、事業者の概要の提出について

（ア）提出期限

令和8年10月2日（金）午後3時までとする。

（イ）提出場所

本市事務局

（ウ）提出方法

持参にて提出すること。

（エ）提出書類

提出書類は、様式集に示すとおりとし、正本1部 副本9部を提出すること。

（オ）提案内容資料に記載する事項

提案内容資料には、次の事項について項目を立てて記載すること。

- ① 業務実施方針・体制
- ② 全体配置計画図及び統一デザインコンセプト
- ③ 各整備物の詳細図・パース図（フォトスポット・ベンチ・遊具的要素）
- ④ 撮影シミュレーション（実際の撮影アングル例、SNS投稿イメージ等）
- ⑤ 使用木材計画（樹種・産地・数量）
- ⑥ 塩害・劣化対策の具体的手法
- ⑦ 災害時対応計画（台風・高潮・津波）及び一時撤去の可否・方法
- ⑧ 電気設備の有無及び仕様（提案する場合）
- ⑨ 加入予定保険一覧及び補償額
- ⑩ 銘板デザイン案
- ⑪ 安全性確保の考え方
- ⑫ 工程表
- ⑬ 将来の撤去費用概算（参考見積）
- ⑭ アフターサービス・維持管理計画
- ⑮ 同種・類似業務の実績（屋外木製造作物の製作・設置実績、海岸部・屋外公共空間での施工実績等を記載）

なお、公平・公正な審査を行うため、提案内容資料には、提案者の名称、商号、ロゴマーク
その他提案者を特定し、又は類推できる表示を記載しないこと。

カ 参加の辞退

提案者が、当該プロポーザルを辞退する場合は、辞退届（第6号様式）を提出すること。

なお、プロポーザルを辞退した者が、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

キ その他

本市が提示する資料及び回答書は、本要項と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
また、応募及び企画提案書の作成・提出に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

6 予測されるリスクの責任分担

本委託業務の実施に係る責任は、原則として受託者が負う。

ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受託者と協議の上、市が必要と認めた場合のみ責任を負う。

なお、引渡し後の施設の損傷・汚損等への対応及び費用負担については、別添「仕様書」(15)に定めるところによる。

7 本業務の一括再委託の禁止

本業務の受託者は、業務を一括して第三者に委託し、または請負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

8 提案書類の審査と優先交渉権者の決定等

ア 選定委員会の設置

本市が計画している令和8年度「大浜海水浴場 木製フォトスポット・ベンチ等製作業務委託」についてプロポーザル方式により優先交渉権者を決定するにあたり、中立かつ公平、公正な審査を行うことを目的として、選定委員会を設置する。

イ 審査及び優先交渉権者の決定

選定委員会は、提案者から提出された提案書類について、第5号様式に基づいて審査を行い、最多得点を獲得した提案者を優先交渉権者、第2位を次点交渉権者、第3位を第3交渉権者として決定する。

審査はプレゼンテーションによるものとする。（1社30分程度を予定）

ただし、応募者が多数の場合は、提案書類による第一次審査を実施し、上位者に対してプレゼンテーション審査を行うことがある。

プレゼンテーションの実施日は、令和8年9月中旬を予定しているが、開催時刻等の詳細については、提案書類提出期限以降に連絡するものとする。

応募者数にかかわらず、選定委員の評価点平均が60点（100点満点中）に満たない提案者は失格とし、優先交渉権者として選定しない。また、優先交渉権者が不在の場合は、再公募又は別の方法による選定を行うものとする。

審査の結果、評価点が同点となる提案者が複数ある場合は、以下の順序により優先交渉権者を決定する。

①「地域文化・歴史性を反映したデザイン・コンセプトの優位性・統一感」及び「塩害・耐久性対策の妥当性」、「災害時対応・安全性・UD配慮」の合計点が高い提案者を優先する。

②それでも決定できない場合は、選定委員会における協議により決定する。

なお、公正な審査を確保するため、提案内容資料は提案者名を伏せた状態で各委員に提示するものとする。

ウ 評価方法（様式第5号にて審査）

100点を上限とする。

評価項目	配点	求める事項
地域文化・歴史性を反映したデザイン・コンセプトの優位性・統一感	15点	地域に関連する文化・歴史を反映したデザイン提案、全体配置の統一感、海辺の景観との調和、独創性
フォトジェニック性・SNS訴求力	15点	撮影映え、観光PR効果、ランドマーク性
休憩機能・滞在快適性	10点	ベンチ等の快適性、配置の工夫
塩害・耐久性対策の妥当性	10点	防錆処理、塗装、金物、想定設置年数の根拠
業務実施体制・実績	10点	体制、人的基盤の充実度、実績 ※過去5年以内の屋外木製造物（フォトスポット、ベンチ、遊具等）の製作・設置実績や、海岸部又は屋外公共空間における同種・類似業務の実績を有する場合は高く評価する。
災害時対応・安全性・UD配慮	20点	台風・高潮対応、一時撤去、安全検査、UD対応
維持管理・アフターサービス・保険	10点	定期点検、保証、保険補償内容
見積金額	10点	・予算内の委託料となっているか、 ※最低提案価格者を10点とし、次点以降は以下の計算式で採点する $10点 \times \frac{\text{全体最低提案額}}{\text{当該事業者提案額}}$ (参加者が1社のみの場合は、得点を6点とする)
計	100点	

※各委員が評価した各項目の合計点を平均したものを当該提案者の評価点とする。

エ 情報公開及び提供

審査結果については、提案者全員に書面で通知するとともに、洲本市ホームページで公表する。また、本件に係る情報公開請求があった場合には、洲本市情報公開条例に基づき、プロポーザル参加者や優先交渉権者決定方法等を公開することがある。

オ 市事務局

プロポーザル参加申込及び優先交渉権者の決定等に係る本市の事務局は次のとおりであり、本要項において本市事務局とあるのは、全てこれに該当する。

【事務局】住 所：〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市役所 産業振興部 商工観光課 担当： 上處、小松

T E L：0799-24-7613

F A X：0799-23-0978

E-mail：shoukou@city.sumoto.lg.jp